

東海市立加木屋小学校 子どものいじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義と基本的な認識

いじめとは、他者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、児童が精神的な苦痛を感じている状態にある場合を指し、いじめにあたるか否かは、被害児童の立場に立って行うものであると考える。本校では全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立つ。そして、全校児童が「元気で 仲よく 真剣に」の校訓の下、心も体もたくましく、思いやりの心や生命を大切にする態度を養い、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「子どものいじめ防止基本方針」を策定する。

(2) いじめ防止のための基本姿勢

以下の5つのポイントを挙げる。

①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

③いじめの早期発見のために、教育相談をはじめ様々な手段を講じる。

④いじめの早期解決のために、第一に当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく外部関係機関等と協力し、解決にあたる。

※学校・警察連絡員として教頭・生徒指導主任を充てる。

⑤学校と家庭が協力して、解決に向けた指導・支援にあたる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「いじめ不登校対策委員会」の設置

国のいじめ防止基本方針で示されている「いじめ防止対策組織」の役割を実効的に行うための組織として設置する。

全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー（以下SC）等を加える。

(2) 「いじめ不登校対策委員会」の役割

ア 「子どものいじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケート等によりいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・「子どものいじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・「みんなのくらしアンケート」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、全職員の情報共有、共通理解を図り、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果を、適宜、情報発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報が入った場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 異学年交流の充実

学級や学年では、児童一人一人が認められ、互いを思いやる雰囲気づくりに取り組む。学校全体では、異学年交流活動（ペア活動）の充実を図り、よりよい人間関係づくりを指導・支援する。

イ 授業力の向上

教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

ウ 道徳教育の充実

道徳の時間や人権教育等を充実させ、相手を思いやる心や命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

エ 情報モラル教育の推進

情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう指導する。外部講師を招聘し、情報モラルについて保護者と共に学ぶ機会を設ける。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 「みんなのくらしアンケート」や教育相談を各学期1回実施し、児童からの小さなサインを見逃さないように努める。

イ 児童との人間関係、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童・保護者が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら早急に「いじめ不登校対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童の身の安全を最優先に考え、加害側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 教職員の共通認識の下、保護者の理解と協力を得ながら解決に向けて取り組む。必要に応じて、ＳＣ等の専門家、警察、児童相談センター等の関係機関との連携を図る。

エ 傍観の立場にいる児童への指導・支援を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、学校が調査主体となる場合は以下のように対応する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校に重大事態の調査組織を設置<ul style="list-style-type: none">・「いじめ不登校対策委員会」を調査母体とし、構成員には、当該いじめ事案の関係者と利害関係のない専門的知識を有した者（ＳＣ等）を加える。② 事実関係を把握するための調査を実施<ul style="list-style-type: none">・客観的な事実関係を速やかに調査する。③ 被害児童とその保護者への適切な情報提供<ul style="list-style-type: none">・個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。・アンケート等の実施については、その旨を調査対象者及び保護者に説明する。④ 調査結果を教育委員会に報告<ul style="list-style-type: none">・希望があれば、被害児童または保護者の所見をまとめた文書も添付する。⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置<ul style="list-style-type: none">・再発防止に向けた取組を検討し、実施する。また、その検証も行う。 |
|--|

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) いじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員及び保護者による学校評価アンケートを実施し、いじめ不登校対策委員会にて取組の検証を行う。

6 その他

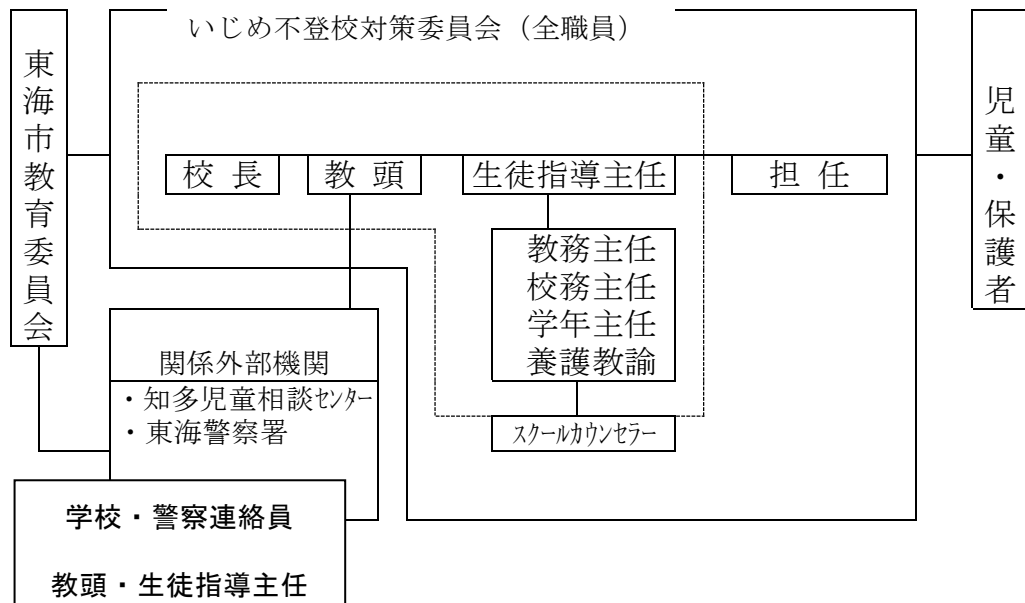
(1) 「子どものいじめ防止基本方針」は、保護者への周知を図る。

(2) いじめ防止に関する研修の開催など、教職員の資質向上に努める。

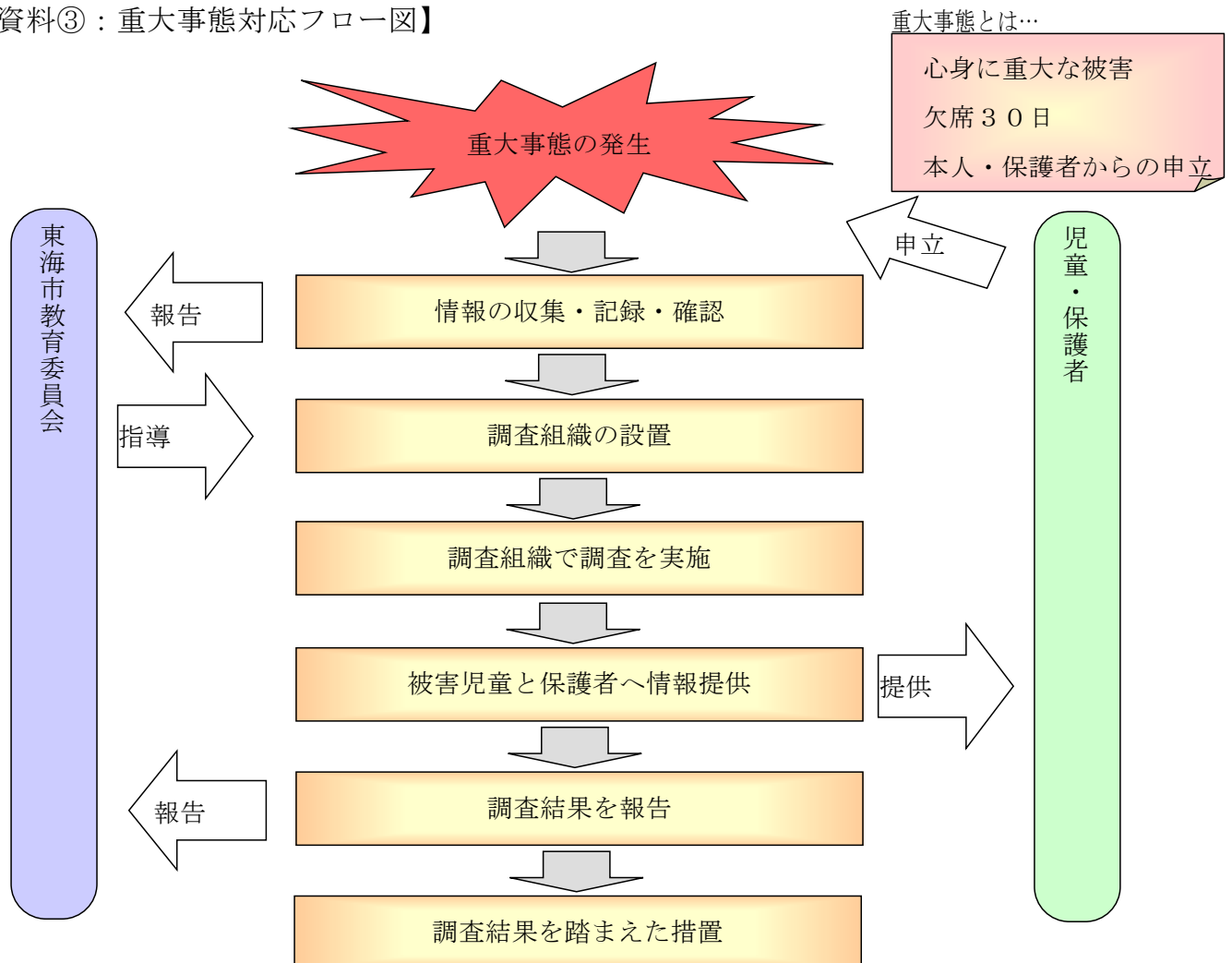
【資料①：取組の年間計画】

月	いじめ不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○いじめ防止基本方針の内容確認【全職員】	○学級開き	○相談窓口の周知 ○身体測定，健康診断	○PTA総会等で説明 ○家庭訪問
5		○チャレンジ運動会		○チャレンジ運動会
6	○情報交換		○みんなのくらしアンケートの実施 ○教育相談	
7		○情報モラル指導【5・6年】		○保護者懇談会
8		○林間学習【5年】		
9		○福祉体験【4年】 ○修学旅行【6年】	○身体測定	
10				○コミュニティ運動会
11	○学校評価アンケートの実施	○学習発表会	○みんなのくらしアンケートの実施 ○教育相談	○学習発表会 ○学校評価アンケートの実施
12	○アンケートの分析	○人権週間の取組		○保護者懇談会
1	○本年度の反省と次年度への提言 ○自己評価		○身体測定 ○みんなのくらしアンケートの実施 ○教育相談	
2	○学校関係者評価	○10才を祝う会【4年】		○学校関係者評価
3	○基本方針の見直し	○6年生を送る会 ○卒業式		
通年	○いじめに関する情報交換 ○対応策の検討	○あいさつ運動 ○チャレンジ活動 ○道徳教育 ○分かる授業の実践	○健康観察 ○SCとの相談	○コミュニティ会合への参加，情報交換 ○地域行事への参加 ○学校便りによる啓発 ○幼保小中連携

【資料②：いじめ防止等の対策のための組織】



【資料③：重大事態対応フロー図】



東海市立加木屋小学校 子どものいじめ防止基本方針（概要）

本校のいじめに対する基本的な認識

いじめとは、心理的・物理的な攻撃を受け、児童が精神的な苦痛を感じている状態にある場合を指し、いじめにあたるか否かは、被害児童の立場に立って行う。

本校では、「元気で 仲よく 真剣に」の校訓の下、全校児童が、心も体もたくましく、思いやりの心や生命を大切にする態度を養い、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

いじめ防止の基本姿勢

- いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を行う。
- いじめの早期発見のために、教育相談をはじめ様々な手段を講じる。
- 早期解決に向け、児童の安全を保障し、外部関係機関等と連携して解決にあたる。
※学校・警察連絡員として教頭・生徒指導主任を充てる。
- 学校と家庭が協力して指導・支援する。

「いじめ不登校対策委員会」の設置と役割

- 全職員で組織し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。
- 学校評価アンケート等による、いじめ防止対策の検証と検討を行う。
- 「みんなのくらしアンケート」や教育相談の結果集約、分析、対策の検討を行う。
- ホームページ等により情報発信する。
- 正確な事実把握に努め、迅速な対応を図る。外部関係機関と連携する。
- 被害児童への継続的な支援を行う。

いじめ防止に関する取組

- いじめの未然防止の取組
 - ・異学年交流
 - ・分かる授業
 - ・道徳教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
- いじめの早期発見の取組
 - ・「みんなのくらしアンケート」
 - ・教育相談
 - ・いじめ等について相談しやすい環境
 - ・いじめ相談電話等の外部機関の紹介
- いじめに対する措置
 - ・組織的な対応
 - ・外部機関との連携



重大事態への対応

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
 - ・東海市教育委員会の指導による
 - ・スクールカウンセラー等の参加
- ② 事実関係を把握するための調査を実施
 - ・必要に応じて聞き取り調査等の実施
- ③ 被害児童・保護者への情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・再発防止への取組

